【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年６月24日提出
【計算期間】	第４特定期間 （自 平成24年９月26日 至 平成25年３月25日）
【ファンド名】	国際 トルコ・リラ債券オープン（毎月決算型）
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　吉松 文雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
【事務連絡者氏名】	井口 文雄
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5221）6110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

＊ ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

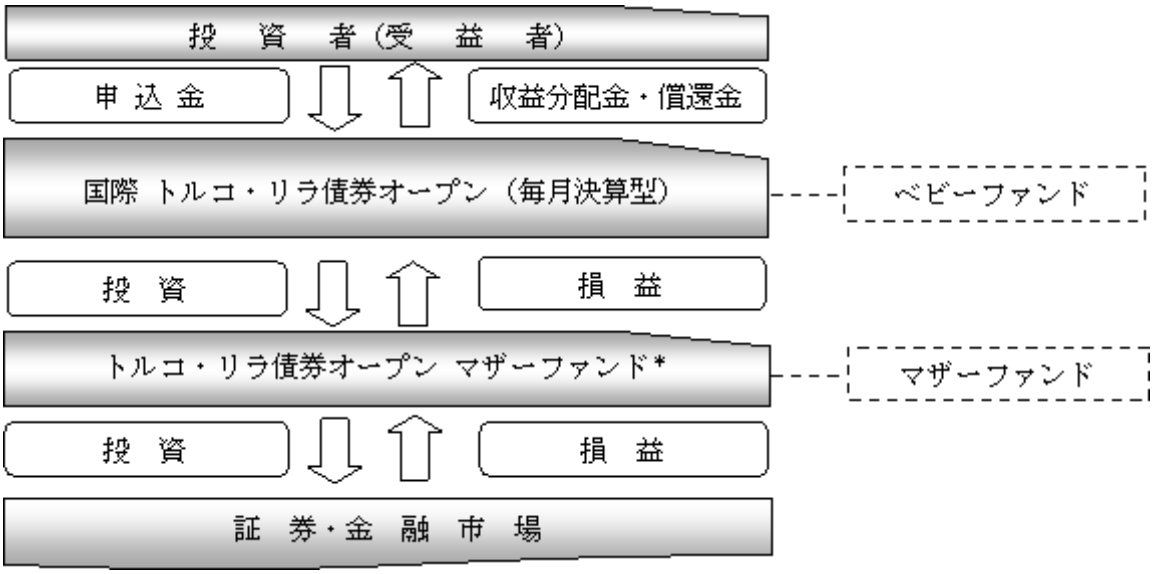

＊ 「トルコ・リラ債券オープン マザーファンド」については、以下「マザーファンド」という場合があります。

② 信託金の限度額

1,000億円です。

＊ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 一般）） 資産複合	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、債券（一般*）に投資する。 ＊一般とは、公債*1、社債*2、その他債券*3属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

＊１公債・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

＊２社債・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

＊３その他債券・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）より確認してください。

④ ファンドの特色

特色1 トルコ・リラ建のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とします。

◆ 債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

*1 【ソブリン債券】 各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。
また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2 【準ソブリン債券】 政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

ご参考

トルコ共和国
Republic of Turkey

- 面積：約780,576km²（日本の約2倍）
- 人口：約7,488万人（2012年）
- 首都：アンカラ
- 言語：トルコ語
- 通貨：トルコ・リラ
- 名目GDP：7,945億米ドル（2012年推計値）
- 主要貿易品目：
  （輸出）自動車、機械類、鉄鋼等
  （輸入）石油・天然ガス、機械類、鉄鋼等

アヤソフィア（イスタンブール）

【出所】IMF World Economic Outlook Database,April2013、外務省

特色2 残存期間の異なる債券に分散して投資を行います。

◆ **投資する債券の最長年限は10年程度とします。**
（平成25年4月30日現在、当ファンドの投資する債券の**当面の最長年限は5年程度**を想定しています。ただし、債券の発行状況や流動性等により、年限は10年程度を最長として今後変更される可能性があります。）

◆ **各残存期間ごとの投資金額が同額程度となるような運用を目指しますが、債券の発行状況等により同額程度とならない場合があります。**

◆ **残存期間の異なる債券に分散して投資を行うことで、特定年限の債券の金利水準や価格変動の影響を軽減させることを目指します。**

◆ **原則として、為替ヘッジは行いません。**

● **（ご参考）残存期間別組入比率**（平成25年4月30日現在）

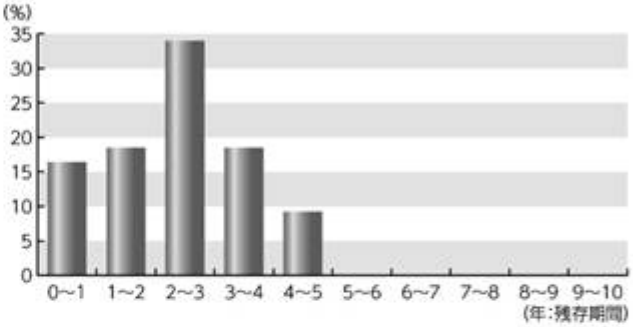

※ 比率とは、当ファンドの純資産に対する比率（未収利息等を含みます。）であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色１、特色２のような運用ができない場合があります。

特色3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ **毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。**

収益分配方針

- **分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。**
- **委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）**

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合（イメージ）

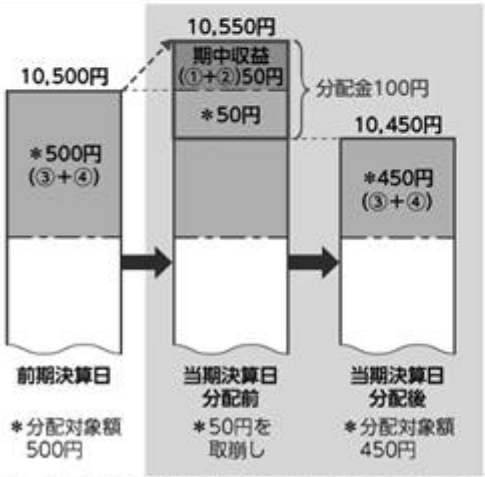

前期決算日から基準価額が下落した場合（イメージ）

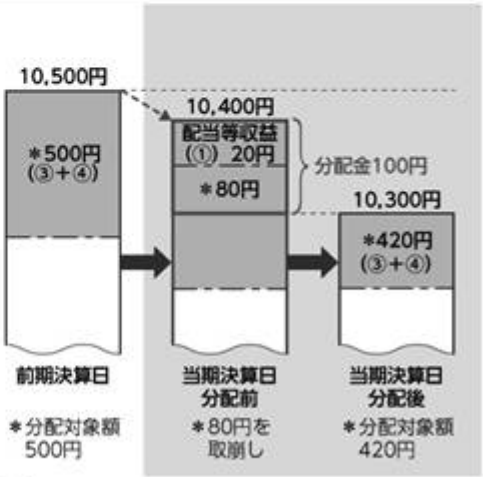

分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分：①配当等収益（経費控除後）　②有価証券売買益・評価益（経費控除後）
期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金　④収益調整金

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

◆ 受益者のファンドの購入価額（個別元本）によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

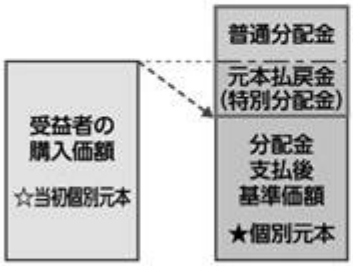

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

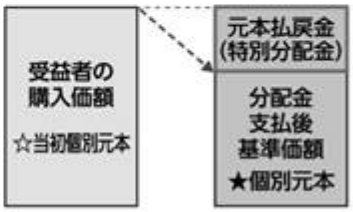

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（２）【ファンドの沿革】

平成23年４月８日　証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成24年10月５日　ファンドの名称を「国際のシングル・カントリー・シリーズ　トルコ・リラ債券オープン（毎月決算型）」から「国際　トルコ・リラ債券オープン（毎月決算型）」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

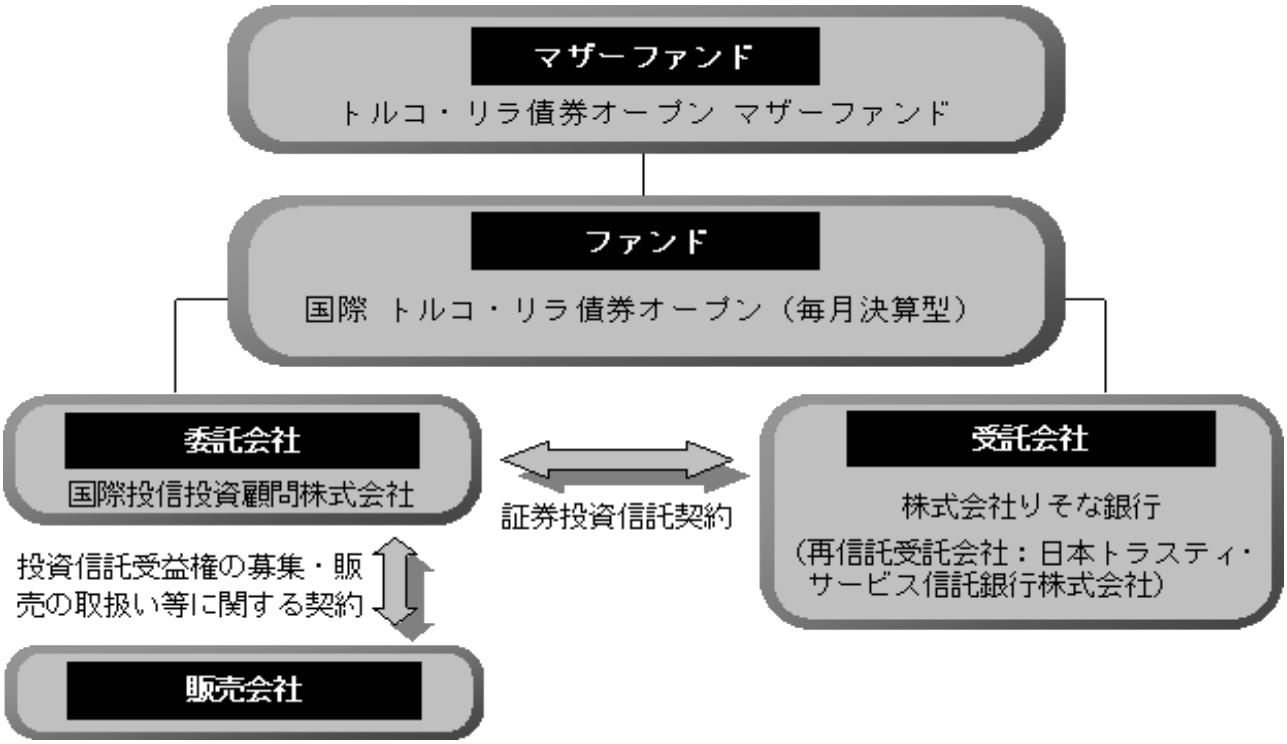

② 委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

ａ．委託会社（国際投信投資顧問株式会社）

ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。

ｂ．受託会社（株式会社りそな銀行、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

ｃ．販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約の概要

ａ．証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）

証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

ｂ．投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）

受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

④ 委託会社の概況

ａ．資本金（平成25年４月末現在）

26億８千万円

ｂ．沿革

昭和58年３月１日 国際投信委託株式会社設立
昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立
平成９年７月１日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

ｃ．大株主の状況（平成25年４月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号	7,161株	55.09%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号	1,400株	10.77%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	899株	6.91%

ｄ．金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第326号

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 基本方針

ファミリーファンド方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

ａ．マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
ｂ．マザーファンド受益証券への投資を通じて、トルコ・リラ建のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
ｃ．残存期間の異なる債券に分散して投資を行います。
ｄ．投資する債券の最長年限は10年程度とします。
ｅ．ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲で行います。
（ａ）ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
（ｂ）同一企業が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の15%以内とします。
ｆ．債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
ｇ．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ｈ．重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
ｉ．投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向、資金動向および残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

トルコ・リラ債券オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に

関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、（5）○信託約款に定める投資制限の⑧ないし⑩および⑰に定めるものに限ります。）に係る権利

ｃ．約束手形

ｄ．金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたトルコ・リラ債券オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

ｂ．国債証券

ｃ．地方債証券

ｄ．特別の法律により法人の発行する債券

ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ｆ．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

ｈ．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

ｉ．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

ｊ．コマーシャル・ペーパー

ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａ．からｋ．の証券または証書の性質を有するもの

ｍ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

ｎ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

ｏ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

ｐ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

ｑ．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

ｒ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ｓ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ｔ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ｕ．外国の者に対する権利でｔ．の有価証券の性質を有するもの

なお、ａ．の証券または証書、ｌ．およびｑ．の証券または証書のうちａ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂ．からｆ．までの証券、ｎ．の証券のうち投資法人債券ならびにｌ．およびｑ．の証券または証書のうちｂ．からｆ．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｍ．の証券およびｎ．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

ｆ．外国の者に対する権利でｅ．の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のａ．からｆ．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

ａ．先物取引等

ｂ．スワップ取引

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引

ｄ．直物為替先渡取引

（３）【運用体制】

① ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成25年４月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月１回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月１回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

運用体制図

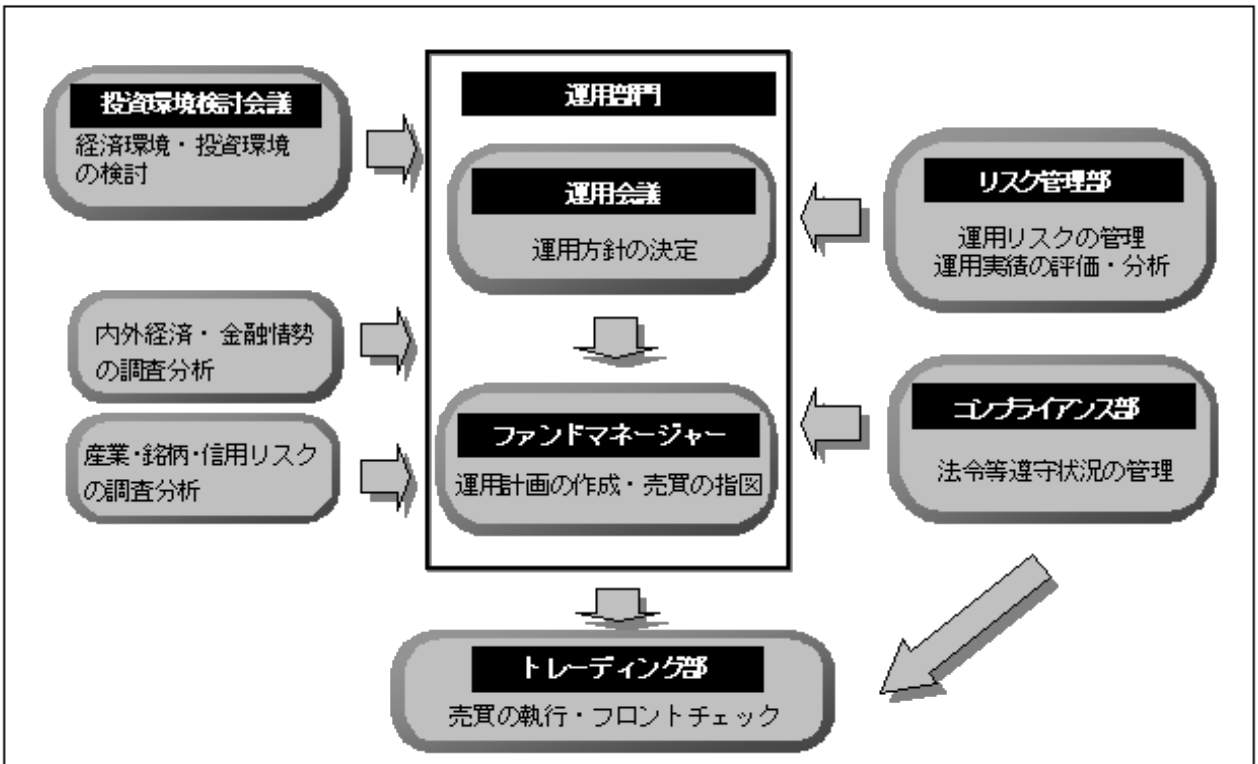

≪参考≫

ファンドの運用は、運用部門の債券運用部が担当し、ファンドマネージャー３名で運用を行います。トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢20名程度で上記業務に当たります。

② 運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

③ 関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年１回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第１期の決算日には原則として分配を行いません。

ａ．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

ｂ．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向および残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

ｃ．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

ａ．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ｂ．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

＊ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

ａ．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ａ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ｂ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

④ 投資信託証券への投資

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

（ａ）信託財産に属する株券

（ｂ）株式分割により取得する株券

（ｃ）信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

⑧ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権ならびに組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ

信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

b．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ｃ．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｄ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｅ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下ｄ．において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下ｄ．において同じ。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下ｄ．において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｅ．ｄ．においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｆ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｇ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑫ 有価証券の貸付の指図および範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ｂ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬ 公社債の空売りの指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑭ 公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑮ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑯ 外国為替予約取引の指図および範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

ｂ．予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額

に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰ 直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

ｂ．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑱ 資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

① 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

② デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

≪参考≫マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

－運用の基本方針－

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

１．基本方針
この投資信託は、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
(1) 投資対象
トルコ・リラ建のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。以下同じ。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
① トルコ・リラ建のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
② 残存期間の異なる債券に分散して投資を行います。
③ 投資する債券の最長年限は10年程度とします。
④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲で行います。
イ.ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
ロ.同一企業が発行する債券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の15%以内とします。
⑤ 債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑦ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
⑧ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

３．投資制限
(1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
(2) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
(3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
(4) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
(5) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
(6) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
(7) 直物為替先渡取引は、約款第28条の範囲で行います。
(8) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

以上

３【投資リスク】

(1)　ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。
（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。 したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

① 為替変動リスク

ファンドは、主にトルコ・リラ建の有価証券に投資します。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

③ 信用リスク（デフォルト・リスク）

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑤ カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

ａ．先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。

ｂ．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。

ｃ．海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。

ｄ．先進国と比較して情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑥ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑦ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）
証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑧ その他の主な留意点

ａ．トルコ共和国の砂糖祭*および犠牲祭*の時期にあたる場合、10日間（休業日を含む）以上にわたりファンドの取得・換金の申込みができない日が続きます。
くわしくは、「第２ 管理及び運営 １ 申込（販売）手続等」を参照してください。
＊トルコ共和国における宗教上の休日です。それぞれの時期はイスラム暦に応じて毎年変わります。

ｂ．委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことならびに換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。

ｃ．受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

ｄ．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

ｅ．ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える換金は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

① トレーディング部
株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

② コンプライアンス部
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③ リスク管理部
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④ 内部監査部
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

＊ コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。

＊ リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。

＊ 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。

＊ 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図

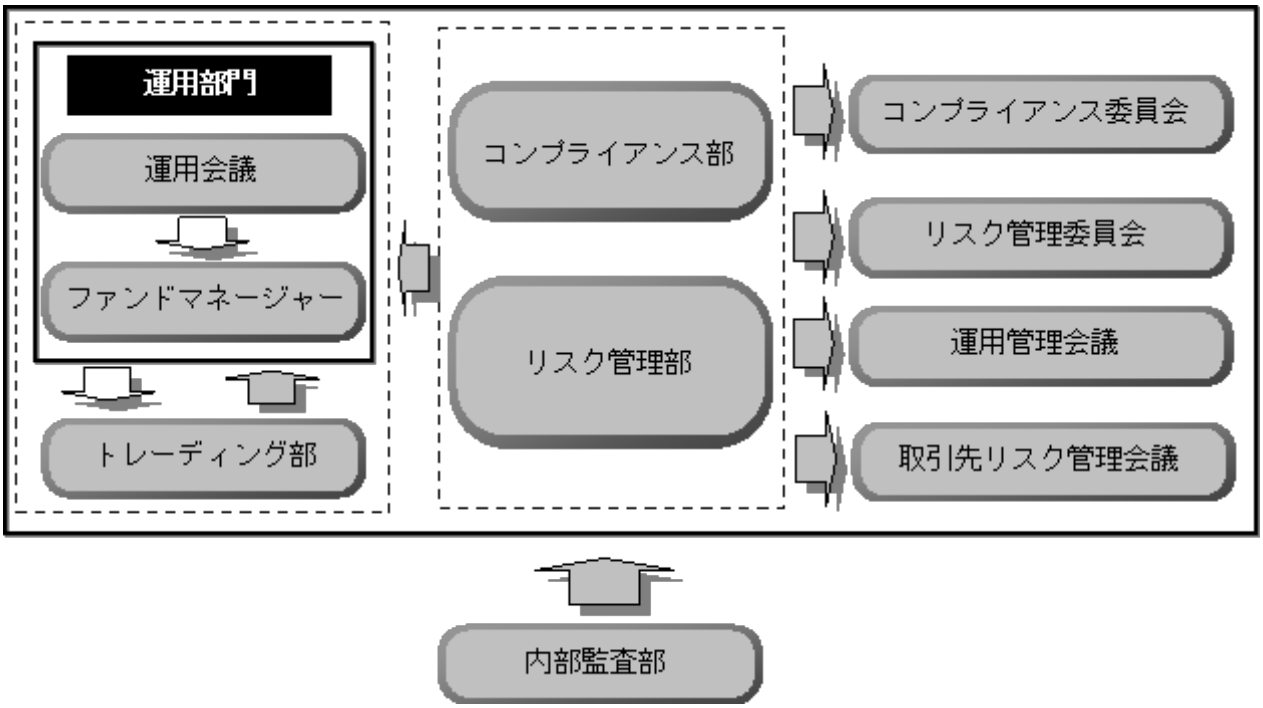

＊ 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

手数料率：上限2.10%（税抜2.00%）

申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、2.10%（税抜2.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。
「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。
申込手数料の照会先は販売会社となります。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

（3）【信託報酬等】

① a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.6300%（税抜0.6000%）の率を乗じて得た額とします。
b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の平成25年４月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年0.6300% （税抜0.6000%）	年0.2940% （税抜0.2800%）	年0.0315% （税抜0.0300%）	年0.3045% （税抜0.2900%）

＊ 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

（4）【その他の手数料等】

① 信託事務の諸費用
a．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
b．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 売買・保管等に要する費用
信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

③ 資金の借入れ
一部解約金の支払資金等に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

④ その他
マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

＊ 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

＊ 以下の内容は、平成25年４月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更され

る場合があります。

＊ 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。

＊ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

① 個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成25年 １月１日から 平成25年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10.147%＊1 (所得税7.147%＊1 地方税3.000%)
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税＊2 10.147%＊1 (所得税7.147%＊1 地方税3.000%)
平成26年 １月１日から 平成49年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315%＊1 (所得税15.315%＊1 地方税5.000%)
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税＊2 20.315%＊1 (所得税15.315%＊1 地方税5.000%)

＊１ 平成25年１月１日から平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

＊２ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

※１ 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

※２ 配当控除の適用はありません。

② 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成25年１月１日から平成25年12月31日までは 源泉徴収7.147%＊（所得税） 平成26年１月１日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315%＊（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

＊ 平成25年１月１日から平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

※ 税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本について

ａ．受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

ｂ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が収益分配金を受取る際は、

ａ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ｂ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成25年4月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	563,394,173	99.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	1,707,966	0.30
合計（純資産総額）	―	565,102,139	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）トルコ・リラ債券オープン マザーファンド 投資状況

（平成25年4月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	トルコ	518,799,655	92.09
特殊債券	国際機関	14,285,444	2.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	30,301,945	5.38
合計（純資産総額）	―	563,387,044	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（全銘柄）

（平成25年4月30日現在）

順位	銘柄名	種類	国／地域	総口数（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	トルコリラ債券オープンマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	473,480,270	1.2004	568,365,717	1.1899	563,394,173	99.70

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
（注２）親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、１口当たりの値です。

種類別投資比率

（平成25年4月30日現在）

国内／外国	種類	投資比率（%）
国内	親投資信託受益証券	99.70
合計		99.70

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）トルコ・リラ債券オープン マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

（全銘柄）

（平成25年4月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率（%）	償還期限	投資比率（%）
						単価	金額	単価	金額	金額（円）			
1	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT BOND '170308	トルコ・リラ	1,700,000	108.93	1,851,861.00	111.58	1,897,013.00	103,482,059	9	2017年3月8日	18.36
2	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT BOND '140806	トルコ・リラ	1,750,000	106.32	1,860,617.50	106.80	1,869,052.50	101,956,813	11	2014年8月6日	18.09
3	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT BOND '150617	トルコ・リラ	1,650,000	107.73	1,777,660.50	109.05	1,799,407.50	98,157,679	10	2015年6月17日	17.42
4	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT BOND '130828	トルコ・リラ	1,600,000	104.19	1,667,104.00	103.50	1,656,064.00	90,338,291	16	2013年8月28日	16.03
5	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT BOND '160127	トルコ・リラ	1,500,000	107.01	1,605,150.00	108.50	1,627,590.00	88,785,034	9	2016年1月27日	15.75
6	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT BOND '180214	トルコ・リラ	650,000	99.93	649,599.00	101.75	661,407.50	36,079,779	6.3	2018年2月14日	6.40
7	国際機関	特殊債券	INT BK RECON&DEV '170509	トルコ・リラ	200,000	128.98	257,974.00	130.93	261,878.00	14,285,444	13.625	2017年5月9日	2.53

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

（平成25年4月30日現在）

国内／外国	種類	投資比率（%）
外国	国債証券	92.09
	特殊債券	2.53
合計		94.62

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成25年4月30日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間　（平成23年 9月26日）	232	241	7,450	7,750
第2特定期間　（平成24年 3月26日）	272	284	7,943	8,303
第3特定期間　（平成24年 9月25日）	283	297	7,683	8,043
第4特定期間　（平成25年 3月25日）	523	543	9,311	9,671
平成24年 4月末日	276	―	7,967	―
5月末日	245	―	7,381	―
6月末日	258	―	7,615	―
7月末日	263	―	7,688	―
8月末日	266	―	7,618	―
9月末日	284	―	7,692	―
10月末日	294	―	7,904	―
11月末日	339	―	8,321	―
12月末日	389	―	8,717	―
平成25年 1月末日	504	―	9,250	―
2月末日	535	―	9,263	―
3月末日	508	―	9,244	―
4月末日	565	―	9,825	―

（注１）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（６ヵ月毎）に支払われた１口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注２）基準価額は１単位（１万口）当たりの純資産総額です。

②【分配の推移】

	計算期間	１万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成23年 4月 8日 至 平成23年 9月26日	300
第2特定期間	自 平成23年 9月27日 至 平成24年 3月26日	360
第3特定期間	自 平成24年 3月27日 至 平成24年 9月25日	360
第4特定期間	自 平成24年 9月26日 至 平成25年 3月25日	360

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	自 平成23年 4月 8日 至 平成23年 9月26日	△22.5
第2特定期間	自 平成23年 9月27日 至 平成24年 3月26日	11.4
第3特定期間	自 平成24年 3月27日 至 平成24年 9月25日	1.3
第4特定期間	自 平成24年 9月26日 至 平成25年 3月25日	25.9
	自 平成25年 3月26日 至 平成25年 4月30日	5.5

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

（ご参考）その他の運用実績

運用実績

（最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認いただけます。）

2013年4月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移

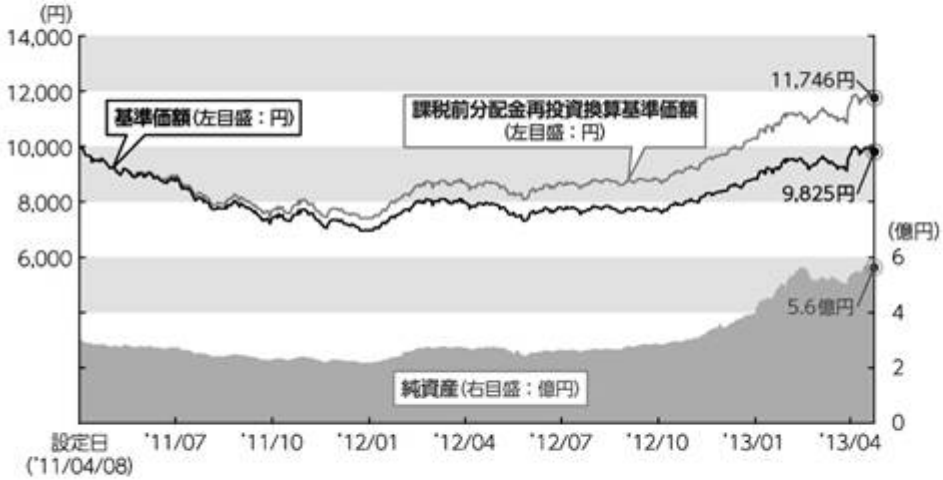

■ 分配の推移

(1万口当たり、課税前)

2013年４月	60円
2013年３月	60円
2013年２月	60円
2013年１月	60円
2012年12月	60円
2012年11月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	1,440円

■ 主要な資産の状況

※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率（未収利息等を含みます。）であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
※格付けはMoody's社とS&P社の格付けのうち、上位の格付けをS&P社の表示方法で表記しています。
※現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

●債券種別組入比率

種　別	比率(%)
国債	93.8
政府機関債等*1	2.8
その他債券	—
現金等	3.4
合　計	100.0

*1 政府機関債等には、国際機関債も含まれます。

●格付け別組入比率

格付け	比率(%)
AAA	2.8
AA	—
A	—
BBB	93.8
BB	—
B以下	—
現金等	3.4
合　計	100.0

(出所) Bloomberg

●残存期間別組入比率

残存期間	比率(%)
0～1年	16.4
1～2年	18.5
2～3年	34.0
3～4年	18.5
4～5年	9.2
5～6年	—
現金等	3.4
合　計	100.0

●ポートフォリオの特性値

平均終利*2	5.3%	デュレーション*3	1.9

*2【平均終利（複利最終利回り）】
償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り（年率）をいいます。

*3【デュレーション】
「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。
例えば、デュレーションの値が「3」の債券は、金利が1%上昇（低下）すると債券価格がおおよそ3%下落（上昇）します。（他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。）
一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。
なお、上記当ファンドのデュレーションは、当ファンドが実質的に保有する各債券のデュレーションを加重平均したものです。

注記事項
- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

●主要な組入銘柄（評価額上位）

	国／地域	種別	銘柄名	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	トルコ	国債	TURKEY GOVT BOND	トルコ・リラ	9.000	2017年3月 8日	18.5
2	トルコ	国債	TURKEY GOVT BOND	トルコ・リラ	11.000	2014年8月 6日	18.5
3	トルコ	国債	TURKEY GOVT BOND	トルコ・リラ	10.000	2015年6月17日	17.9
4	トルコ	国債	TURKEY GOVT BOND	トルコ・リラ	16.000	2013年8月28日	16.4
5	トルコ	国債	TURKEY GOVT BOND	トルコ・リラ	9.000	2016年1月27日	16.0
6	トルコ	国債	TURKEY GOVT BOND	トルコ・リラ	6.300	2018年2月14日	6.5
7	国際機関	政府機関債等	INT BK RECON&DEV	トルコ・リラ	13.625	2017年5月 9日	2.8
8	—	—	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—	—	—

■ 年間収益率の推移（暦年ベース） ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。

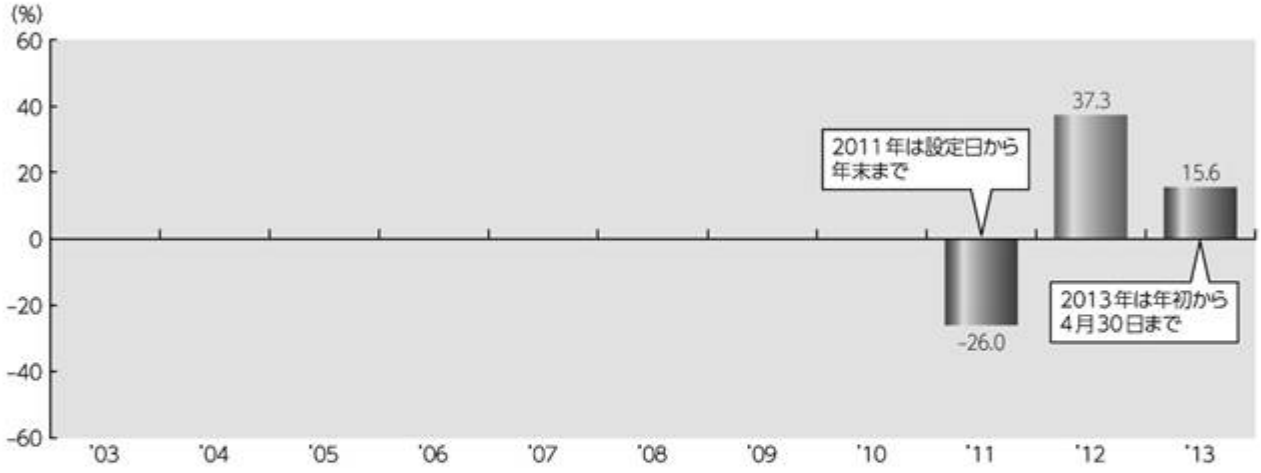

注記事項
- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成23年 4月 8日 至 平成23年 9月26日	311,593,161	―	311,593,161
第2特定期間	自 平成23年 9月27日 至 平成24年 3月26日	36,034,761	4,900,833	342,727,089
第3特定期間	自 平成24年 3月27日 至 平成24年 9月25日	73,053,694	46,133,799	369,646,984
第4特定期間	自 平成24年 9月26日 至 平成25年 3月25日	416,809,881	224,767,000	561,689,865
	自 平成25年 3月26日 至 平成25年 4月30日	60,894,091	47,425,562	575,158,394

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
・ 取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）
販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
・ 次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
・イスタンブールの銀行の休業日
・イスタンブール証券取引所の休業日
・ロンドンの銀行の休業日
・トルコ共和国の砂糖祭※の期間および砂糖祭の期間開始日の５営業日*前から当該期間開始日の前営業日までの間
・トルコ共和国の犠牲祭※の期間および犠牲祭の期間開始日の５営業日*前から当該期間開始日の前営業日までの間
＊ 営業日とは、日本の委託会社または受託会社の休業日にあたらない日をいいます。
※ トルコ共和国における宗教上の休日です。なお、砂糖祭（３日間）および犠牲祭（４日間）の期間開始日は、イスラム暦に応じて毎年変わります。

・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。
※ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1)　申込単位

販売会社が定める単位（当初元本１口＝１円）

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、１口単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

(2)　申込手数料

手数料率：上限2.10%（税抜2.00%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3)　申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額

(4)　払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

２【換金（解約）手続等】

・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

・ 申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。

・ 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

※ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1)　解約単位

販売会社が定める単位

(2)　解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額

(3)　解約手数料

かかりません。

(4)　信託財産留保額

ありません。

(5)　支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して６営業日目から、販売会社において、受益者に支払い

ます。

(6) 大口解約の制限

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

＊ 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

② ファンドの主な投資対象の評価方法

ａ．マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

ｂ．公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

（ａ）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（ｂ）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

（ｃ）価格情報会社の提供する価額

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

ｃ．外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③ 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

④ 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社 電話番号：0120-759311（フリーダイヤル） （受付時間は営業日の午前９時～午後５時） ホームページ アドレス：http://www.kokusai-am.co.jp

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成23年４月８日から平成28年３月25日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。その場合において、あらかじめ、延長しようとする旨を監督官庁に届出ます。

（４）【計算期間】

毎月26日から翌月25日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第１計算期間は平成23年４月８日から平成23年４月25日までとなります。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① ファンドの償還条件等

ａ．委託会社は、信託期間中に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ．委託会社は、一部解約により受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｃ．委託会社は、信託の終了について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．ｃ．の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｄ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．ｃ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

ｆ．ｃ．からｅ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってｃ．からｅ．までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

ｇ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｈ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｉ．監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、②のｂ．に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｊ．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ａ．からｇ．までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａ．の事項（ａ．の変更にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂ．からｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

ｇ．ａ．からｆ．までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ａ．他の受益者の氏名または名称および住所

ｂ．他の受益者が有する受益権の内容

⑤ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年３月および９月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知れている受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

① 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

② 「自動けいぞく投資コース」
収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。
解約金は、原則として解約の受付日から起算して６営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。
なお、換金には制限があります。くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等（6）大口解約の制限」を参照してください。
また、申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4特定期間（平成24年9月26日から平成25年3月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【国際 トルコ・リラ債券オープン（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3特定期間末 平成24年 9 月25日現在	第4特定期間末 平成25年 3 月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,363,525	7,384,820
親投資信託受益証券	283,142,576	521,443,020
未収入金	―	2,089,350
未収利息	7	16
流動資産合計	286,506,108	530,917,206
資産合計	286,506,108	530,917,206
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,217,881	3,370,139
未払解約金	150,601	4,282,398
未払受託者報酬	6,889	12,663
未払委託者報酬	130,923	240,610
その他未払費用	908	1,678
流動負債合計	2,507,202	7,907,488
負債合計	2,507,202	7,907,488
純資産の部		
元本等		
元本	369,646,984	561,689,865
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△85,648,078	△38,680,147
（分配準備積立金）	3,913,321	13,099,855
元本等合計	283,998,906	523,009,718
純資産合計	283,998,906	523,009,718
負債純資産合計	286,506,108	530,917,206

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3特定期間 自 平成24年３月27日 至 平成24年９月25日	第4特定期間 自 平成24年９月26日 至 平成25年３月25日
営業収益		
受取利息	420	1,792
有価証券売買等損益	4,178,191	87,348,105
営業収益合計	4,178,611	87,349,897
営業費用		
受託者報酬	42,083	62,705
委託者報酬	799,576	1,191,317
その他費用	5,548	8,299
営業費用合計	847,207	1,262,321
営業利益又は営業損失（△）	3,331,404	86,087,576
経常利益又は経常損失（△）	3,331,404	86,087,576
当期純利益又は当期純損失（△）	3,331,404	86,087,576
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△499,681	1,704,568
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△70,501,553	△85,648,078
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,608,745	22,432,318
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,608,745	22,432,318
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,065,093	42,547,168
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,065,093	42,547,168
分配金	12,521,262	17,300,227
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△85,648,078	△38,680,147

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第4特定期間 自 平成24年 9月26日 至 平成25年 3月25日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第3特定期間末 (平成24年 9月25日現在)	第4特定期間末 (平成25年 3月25日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 369,646,984口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 561,689,865口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 85,648,078円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 38,680,147円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.7683円 (1万口当たりの純資産額 7,683円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9311円 (1万口当たりの純資産額 9,311円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3特定期間 自 平成24年 3月27日 至 平成24年 9月25日	第4特定期間 自 平成24年 9月26日 至 平成25年 3月25日

分配金の計算過程

第13計算期（平成24年3月27日から平成24年4月25日まで）

計算期末における分配対象金額5,870,185円（１万口当たり170.90円）のうち、2,060,742円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,321,722円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 230,289円
分配準備積立金額	D 3,318,174円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 5,870,185円
当ファンドの期末残存口数	F 343,457,136口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E／F 170.90円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I＝F×H／10,000 2,060,742円

第14計算期（平成24年4月26日から平成24年5月25日まで）

計算期末における分配対象金額6,173,104円（１万口当たり176.56円）のうち、2,097,635円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,164,060円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円

分配金の計算過程

第19計算期（平成24年9月26日から平成24年10月25日まで）

計算期末における分配対象金額7,658,480円（１万口当たり205.45円）のうち、2,236,474円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,322,637円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 1,454,992円
分配準備積立金額	D 3,880,851円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 7,658,480円
当ファンドの期末残存口数	F 372,745,811口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E／F 205.45円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I＝F×H／10,000 2,236,474円

第20計算期（平成24年10月26日から平成24年11月26日まで）

計算期末における分配対象金額8,746,067円（１万口当たり214.91円）のうち、2,441,482円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,619,301円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円

収益調整金額	C 616,377円
分配準備積立金額	D 3,392,667円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,173,104円
当ファンドの期末残存口数	F 349,605,841口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E／F 176.56円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I＝F×H／10,000 2,097,635円

第15計算期（平成24年5月26日から平成24年6月25日まで）
計算期末における分配対象金額6,301,562円（１万口当たり186.00円）のうち、2,032,594円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,311,039円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 716,332円
分配準備積立金額	D 3,274,191円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,301,562円
当ファンドの期末残存口数	F 338,765,775口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E／F 186.00円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I＝F×H／10,000 2,032,594円

収益調整金額	C 2,211,119円
分配準備積立金額	D 3,915,647円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 8,746,067円
当ファンドの期末残存口数	F 406,913,743口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E／F 214.91円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I＝F×H／10,000 2,441,482円

第21計算期（平成24年11月27日から平成24年12月25日まで）
計算期末における分配対象金額9,871,325円（１万口当たり222.53円）のうち、2,661,403円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,647,013円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 3,497,090円
分配準備積立金額	D 3,727,222円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 9,871,325円
当ファンドの期末残存口数	F 443,567,189口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E／F 222.53円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I＝F×H／10,000 2,661,403円

第16計算期（平成24年6月26日から平成24年7月25日まで）
計算期末における分配対象金額6,420,574円（１万口当たり188.74円）のうち、2,040,911円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,103,384円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 815,411円
分配準備積立金額	D 3,501,779円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,420,574円
当ファンドの期末残存口数	F 340,151,911口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E／F 188.74円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I＝F×H／10,000 2,040,911円

第17計算期（平成24年7月26日から平成24年8月27日まで）
計算期末における分配対象金額6,965,349円（１万口当たり201.73円）のうち、2,071,499円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,493,001円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 924,797円
分配準備積立金額	D 3,547,551円

第22計算期（平成24年12月26日から平成25年1月25日まで）
計算期末における分配対象金額15,970,913円（１万口当たり316.21円）のうち、3,030,252円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,396,790円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 3,857,005円
収益調整金額	C 5,180,272円
分配準備積立金額	D 3,536,846円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 15,970,913円
当ファンドの期末残存口数	F 505,042,083口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E／F 316.21円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I＝F×H／10,000 3,030,252円

第23計算期（平成25年1月26日から平成25年2月25日まで）
計算期末における分配対象金額27,685,328円（１万口当たり466.51円）のうち、3,560,477円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,048,230円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 7,790,675円
収益調整金額	C 8,917,670円
分配準備積立金額	D 6,928,753円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,965,349円
当ファンドの期末残存口数	F 345,249,986口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×Ｅ／Ｆ 201.73円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	Ｉ＝Ｆ×Ｈ／10,000 2,071,499円

第18計算期（平成24年8月28日から平成24年9月25日まで）
計算期末における分配対象金額7,478,671円（１万口当たり202.31円）のうち、2,217,881円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,128,955円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 1,384,433円
分配準備積立金額	D 3,965,283円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 7,478,671円
当ファンドの期末残存口数	F 369,646,984口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×Ｅ／Ｆ 202.31円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	Ｉ＝Ｆ×Ｈ／10,000 2,217,881円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 27,685,328円
当ファンドの期末残存口数	F 593,412,934口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×Ｅ／Ｆ 466.51円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	Ｉ＝Ｆ×Ｈ／10,000 3,560,477円

第24計算期（平成25年2月26日から平成25年3月25日まで）
計算期末における分配対象金額26,708,568円（１万口当たり475.49円）のうち、3,370,139円（１万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,578,588円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 10,238,574円
分配準備積立金額	D 12,891,406円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 26,708,568円
当ファンドの期末残存口数	F 561,689,865口
１万口当たりの収益分配対象額	G=10,000×Ｅ／Ｆ 475.49円
１万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	Ｉ＝Ｆ×Ｈ／10,000 3,370,139円

（金融商品に関する注記）

第3特定期間 自 平成24年 3月27日 至 平成24年 9月25日	第4特定期間 自 平成24年 9月26日 至 平成25年 3月25日
１．金融商品の状況に関する事項	１．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」(に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記) ２有価証券関係」に記載しております。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。	(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左
①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。	①市場リスクの管理 同左
②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。	②信用リスクの管理 同左
③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。	③流動性リスクの管理 同左
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項	２．金融商品の時価等に関する事項
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(2) 時価の算定方法	(2) 時価の算定方法
①親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	①親投資信託受益証券 同左
②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第3特定期間 自 平成24年 3月27日 至 平成24年 9月25日	第4特定期間 自 平成24年 9月26日 至 平成25年 3月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第4特定期間 自 平成24年 9月26日 至 平成25年 3月25日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第3特定期間末 (平成24年 9月25日現在)		第4特定期間末 (平成25年 3月25日現在)	
期首元本額	342,727,089円	期首元本額	369,646,984円
期中追加設定元本額	73,053,694円	期中追加設定元本額	416,809,881円
期中一部解約元本額	46,133,799円	期中一部解約元本額	224,767,000円

2 有価証券関係

第3特定期間末
(平成24年 9月25日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	594,780
合計	594,780

第4特定期間末
(平成25年 3月25日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△321,025
合計	△321,025

3 デリバティブ取引関係

第3特定期間末 (平成24年 9月25日現在)	第4特定期間末 (平成25年 3月25日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成25年 3月25日現在

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	トルコ・リラ債券オープン マザーファンド	465,574,125	521,443,020	
親投資信託受益証券 合計		465,574,125	521,443,020	
合計			521,443,020	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「トルコ・リラ債券オープン マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

１．「トルコ・リラ債券オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成25年 3月25日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	16,108,876
コール・ローン	11,482,073
国債証券	490,679,412
特殊債券	13,494,619
未収利息	6,978,805
前払費用	309,045
流動資産合計	539,052,830
資産合計	539,052,830
負債の部	
流動負債	
未払金	15,501,545
未払解約金	2,089,350
流動負債合計	17,590,895
負債合計	17,590,895
純資産の部	
元本等	
元本	465,574,125
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	55,887,810
元本等合計	521,461,935
純資産合計	521,461,935
負債純資産合計	539,052,830

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成24年 9月26日 至 平成25年 3月25日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（金融商品に関する注記）

自 平成24年 9月26日 至 平成25年 3月25日
1．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」(に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。また、当親投資信託は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 2．金融商品の時価等に関する事項 (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 ①国債証券、特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
　これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成25年 3月25日現在）
該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	（平成25年 3月25日現在）
1.　元本の増減	
期首元本額	320,478,298円
期中追加設定元本額	264,927,436円
期中一部解約元本額	119,831,609円
期末元本額	465,574,125円
2.　元本の内訳(※)	
国際 トルコ・リラ債券オープン（毎月決算型）	465,574,125円
3.　期末における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.1200円
(1万口当たりの純資産額)	(11,200円)

（※）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成25年 3月25日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	トルコ・リラ	TURKEY GOVT BOND '130828	1,600,000	1,667,104.00	
		TURKEY GOVT BOND '140806	1,750,000	1,860,617.50	
		TURKEY GOVT BOND '150617	1,650,000	1,777,660.50	
		TURKEY GOVT BOND '160127	1,800,000	1,926,180.00	
		TURKEY GOVT BOND '170308	1,700,000	1,851,861.00	
		TURKEY GOVT BOND '180214	300,000	296,799.00	
	小計		8,800,000	9,380,222.00 (490,679,412)	
		銘柄数	6		
		組入時価比率	94.1%	97.3%	
国債証券合計				490,679,412 (490,679,412)	
特殊債券	トルコ・リラ	INT BK RECON&DEV '170509	200,000	257,974.00	
	小計		200,000	257,974.00 (13,494,619)	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	2.6%	2.7%	
特殊債券合計				13,494,619 (13,494,619)	
合計				504,174,031 (504,174,031)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年4月30日現在）

Ⅰ 資産総額	566,442,149 円
Ⅱ 負債総額	1,340,010 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	565,102,139 円
Ⅳ 発行済数量	575,158,394 口
Ⅴ １単位（１万口）当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	9,825 円

（参考）トルコ・リラ債券オープン マザーファンド 純資産額計算書

（平成25年4月30日現在）

Ⅰ 資産総額	563,728,038 円
Ⅱ 負債総額	340,994 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	563,387,044 円
Ⅳ 発行済数量	473,480,270 口
Ⅴ １単位（１万口）当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	11,899 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１ 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

２ 受益者等名簿

該当事項はありません。

３ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

４ 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年４月末現在：26億８千万円
会社が発行する株式総数：50,000株
発行済株式総数：12,998株
過去５年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後１年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。
取締役会の決議により、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。
また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。
投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月１回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。
運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月１回開催され、ファンドの運用方針を決定します。
ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。
上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年４月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類					本数（本）	純資産総額（百万円）
公募	株式投資信託	単位型			6	70,995
		追加型	118	3,082,281		
	公社債投資信託	単位型			0	0
		追加型			3	628,422
私募	証券投資信託				8	43,714
合計					135	3,825,411

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
　また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第15期事業年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）の財務諸表並びに第16期事業年度に係る中間会計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第14期 （平成23年３月31日現在）		第15期 （平成24年３月31日現在）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金			7,239,696		645,924
有価証券			30,421,863		19,788,098
前払費用			68,685		68,093
未収委託者報酬			2,510,077		1,711,607
未収収益			285,384		323,851
繰延税金資産			468,206		310,314
その他			33,127		103,911
流動資産計			41,027,040		22,951,799
固定資産					
有形固定資産			591,282		598,542
建物	※１	228,542		256,595	
器具備品	※１	173,762		155,252	
土地		186,000		186,000	
リース資産	※１	2,977		694	
無形固定資産			1,526,666		1,357,447
ソフトウェア		1,526,287		1,357,131	
その他		378		316	
投資その他の資産			68,684,254		62,559,102
投資有価証券		67,806,337		61,686,303	
従業員貸付金		14,275		10,675	
長期差入保証金		518,192		513,691	
繰延税金資産		323,668		267,493	
その他		92,580		151,739	
貸倒引当金		△70,800		△70,800	
固定資産計			70,802,203		64,515,092
資産合計			111,829,244		87,466,891

		第14期 （平成23年３月31日現在）		第15期 （平成24年３月31日現在）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
リース債務			940		728
預り金			40,975		41,408
未払金			1,188,372		773,635
未払収益分配金		1,473		1,252	
未払償還金		67,323		66,827	
未払手数料		1,041,886		678,718	
その他未払金		77,689		26,836	
未払費用			744,790		527,731
未払法人税等			3,306,998		2,247,333
賞与引当金			469,531		365,763
役員賞与引当金			78,000		54,000
流動負債計			5,829,607		4,010,601
固定負債					
リース債務			2,186		―
時効後支払損引当金			41,620		17,096
退職給付引当金			627,026		586,157
役員退職慰労引当金			188,020		258,300
固定負債計			858,854		861,554
負債合計			6,688,461		4,872,156
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			101,609,762		79,031,005
その他利益剰余金		101,609,762		79,031,005	
繰越利益剰余金		101,609,762		79,031,005	
自己株式			△45,329		△48,261
株主資本合計			104,914,433		82,332,743
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			226,349		261,991
評価・換算差額等合計			226,349		261,991
純資産合計			105,140,782		82,594,735
負債・純資産合計			111,829,244		87,466,891

（２）【損益計算書】

		第14期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日		第15期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			53,057,918		42,241,566
投資顧問料			145,088		758,202
営業収益計			53,203,006		42,999,769
営業費用					
支払手数料			22,757,130		17,339,069
広告宣伝費			559,674		421,174
公告費			1,740		1,040
調査費			4,340,176		4,260,668
調査費		677,966		688,508	
委託調査費		3,662,209		3,572,159	
委託計算費			373,337		389,943
営業雑経費			871,573		654,595
通信費		123,495		107,705	
印刷費		692,730		500,668	
協会費		43,585		36,089	
諸会費		3,786		3,849	
諸経費		7,974		6,283	
営業費用計			28,903,633		23,066,491
一般管理費					
給料			3,419,609		3,431,770
役員報酬		206,025		200,295	
給与・手当		2,828,348		2,878,932	
賞与		385,235		352,543	
賞与引当金繰入			465,831		365,763
役員賞与引当金繰入			74,250		54,000
福利厚生費			456,909		452,347
交際費			57,878		44,423
旅費交通費			222,106		187,899
租税公課			131,762		109,098

		第14期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日		第15期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			580,788		597,677
退職給付費用			230,478		234,629
役員退職慰労引当金繰入			76,190		70,280
固定資産減価償却費			633,508		726,395
諸経費			1,288,112		1,376,509
一般管理費計			7,637,425		7,650,794
営業利益			16,661,947		12,282,483
営業外収益					
受取配当金			3,486		2,433
有価証券利息			854,305		535,366
受取利息			777		1,059
時効成立分配金・償還金			7,326		934
その他			4,666		28,794
営業外収益計			870,561		568,587
営業外費用					
投資有価証券売却損	※１		―		95,889
その他			685		23,280
営業外費用計			685		119,169
経常利益			17,531,824		12,731,901
特別利益					
投資有価証券売却益			625		11,814
特別利益計			625		11,814
特別損失					
投資有価証券売却損			14,281		5,519
投資有価証券評価減			―		8,986
固定資産除却損			―		19,828
ゴルフ会員権評価減			5,600		―
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			6,160		―
特別損失計			26,041		34,334
税引前当期純利益			17,506,407		12,709,381
法人税、住民税及び事業税			6,974,097		5,101,265
法人税等調整額			175,798		183,253
当期純利益			10,356,511		7,424,862

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第14期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第15期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	93,072,078	101,609,762
当期変動額		
剰余金の配当	△1,818,828	△30,003,619
当期純利益	10,356,511	7,424,862
当期変動額合計	8,537,683	△22,578,757
当期末残高	101,609,762	79,031,005
利益剰余金合計		
当期首残高	93,072,078	101,609,762
当期変動額		
剰余金の配当	△1,818,828	△30,003,619
当期純利益	10,356,511	7,424,862
当期変動額合計	8,537,683	△22,578,757
当期末残高	101,609,762	79,031,005
自己株式		
当期首残高	△23,003	△45,329
当期変動額		
自己株式の取得	△22,326	△2,932
当期変動額合計	△22,326	△2,932
当期末残高	△45,329	△48,261

（単位：千円）

	第14期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第15期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
株主資本合計		
当期首残高	96,399,075	104,914,433
当期変動額		
剰余金の配当	△1,818,828	△30,003,619
当期純利益	10,356,511	7,424,862
自己株式の取得	△22,326	△2,932
当期変動額合計	8,515,357	△22,581,689
当期末残高	104,914,433	82,332,743
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	507,233	226,349
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△280,883	35,642
当期変動額合計	△280,883	35,642
当期末残高	226,349	261,991
評価・換算差額等合計		
当期首残高	507,233	226,349
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△280,883	35,642
当期変動額合計	△280,883	35,642
当期末残高	226,349	261,991
純資産合計		
当期首残高	96,906,308	105,140,782
当期変動額		
剰余金の配当	△1,818,828	△30,003,619
当期純利益	10,356,511	7,424,862
自己株式の取得	△22,326	△2,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△280,883	35,642
当期変動額合計	8,234,473	△22,546,047
当期末残高	105,140,782	82,594,735

[重要な会計方針]

第15期
自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

②時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～50年
器具備品	３～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

第15期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
(6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。 ４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 ５．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[追加情報]

第15期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

第14期 （平成23年３月31日現在）	第15期 （平成24年３月31日現在）
※１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　519,490千円 器具備品　547,771千円 リース資産　5,791千円	※１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　524,237千円 器具備品　541,609千円 リース資産　3,471千円

（損益計算書関係）

第14期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日	第15期 自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
――――――――――――――――	※１．当社が運用等を行う投資信託の受益権を解約したことによるものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

Ⅰ．第14期（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数　（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	12,998	―	―	12,998

２．自己株式の種類及び株式数　（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式 普通株式	6	3	―	9

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

３．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年６月28日 定時株主総会	普通株式	1,818百万円	140,000円	平成22年３月31日	平成22年６月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成23年６月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年６月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,003百万円	2,310,000円	平成23年３月31日	平成23年６月28日

Ⅱ．第15期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数　（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	12,998	－	－	12,998

２．自己株式の種類及び株式数　（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式 普通株式	9	0	－	10

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

３．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年６月27日定時株主総会	普通株式	30,003百万円	2,310,000円	平成23年３月31日	平成23年６月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成24年６月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年６月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,883百万円	145,000円	平成24年３月31日	平成24年６月28日

（リース取引関係）

第14期 （平成23年３月31日現在）	第15期 （平成24年３月31日現在）
〈借主側〉 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内　570,834千円 1年超　1,479,989千円 合計　2,050,823千円	〈借主側〉 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内　546,428千円 1年超　933,561千円 合計　1,479,989千円

（金融商品関係）

第14期
自 平成22年４月１日
至 平成23年３月31日

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっています。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）預金	7,239,696	7,239,696	―
（2）有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	21,779,521	21,870,039	90,517
②その他有価証券	76,317,849	76,317,849	―
（3）未収委託者報酬	2,510,077	2,510,077	―
資産計	107,847,144	107,937,662	90,517
（1）未払手数料	1,041,886	1,041,886	―
（2）未払法人税等	3,306,998	3,306,998	―
負債計	4,348,885	4,348,885	―

（注1）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

（1）預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

第14期
自 平成22年４月１日
至 平成23年３月31日

（3）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	130,830

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

（注3）

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

区分	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内
預金	7,239,696	―	―
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
（1）国債	―	―	―
（2）社債	8,500,000	3,200,000	―
（3）その他	6,156,000	3,900,000	―
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
（1）国債	9,500,000	15,100,000	10,700,000
（2）社債	4,418,000	14,609,200	2,400,000
（3）その他	1,772,000	3,002,000	6,050,000
未収委託者報酬	2,510,077	―	―
合計	40,095,773	39,811,200	19,150,000

第15期
自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっています。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）預金	645,924	645,924	―
（2）有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	7,103,544	7,111,072	7,527
②その他有価証券	74,240,027	74,240,027	―
（3）未収委託者報酬	1,711,607	1,711,607	―
資産計	83,701,103	83,708,631	7,527
（1）未払手数料	678,718	678,718	―
（2）未払法人税等	2,247,333	2,247,333	―
負債計	2,926,052	2,926,052	―

（注1）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

（1）預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

第15期
自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日

（3）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	130,830

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

（注3）

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

区分	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内
預金	645,924	－	－
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
（1）国債	－	－	－
（2）社債	3,200,000	－	－
（3）その他	3,900,000	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
（1）国債	1,500,000	27,700,000	10,200,000
（2）社債	8,909,200	8,100,000	－
（3）その他	2,202,000	6,850,000	－
未収委託者報酬	1,711,607	－	－
合計	22,068,731	42,650,000	10,200,000

（有価証券関係）

Ⅰ．第14期（平成23年３月31日）

１．満期保有目的の債券　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債	―	―	―
	②社債	9,014,498	9,061,107	46,608
	③その他	10,063,217	10,126,664	63,447
	小計	19,077,715	19,187,771	110,055
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債	―	―	―
	②社債	2,701,805	2,682,268	△19,537
	③その他	―	―	―
	小計	2,701,805	2,682,268	△19,537
合計		21,779,521	21,870,039	90,517

２．その他有価証券　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	42,349	17,443	24,906
	（2）債券			
	①国債	18,535,440	18,505,375	30,064
	②社債	17,604,671	17,490,777	113,893
	③その他	9,493,337	9,457,852	35,484
	（3）その他	3,990,588	3,760,936	229,651
	小計	49,666,386	49,232,386	434,000
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	13,127	22,084	△8,957
	（2）債券			
	①国債	17,096,521	17,123,188	△26,667
	②社債	4,142,440	4,166,134	△23,694
	③その他	1,614,711	1,615,347	△635
	（3）その他	3,784,662	3,895,434	△110,771
	小計	26,651,462	26,822,188	△170,726
合計		76,317,849	76,054,575	263,274

（注）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（1）株式	11,622	625	14,281
（2）債券			
①国債	―	―	―
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（3）その他	―	―	―
合計	11,622	625	14,281

Ⅱ．第15期（平成24年３月31日）

１．満期保有目的の債券　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債	―	―	―
	②社債	1,802,119	1,807,716	5,596
	③その他	3,901,258	3,915,472	14,213
	小計	5,703,378	5,723,188	19,809
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債	―	―	―
	②社債	1,400,165	1,387,884	△12,281
	③その他	―	―	―
	小計	1,400,165	1,387,884	△12,281
合計		7,103,544	7,111,072	7,527

２．その他有価証券　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	45,973	20,927	25,045
	（2）債券			
	①国債	32,119,229	32,032,316	86,912
	②社債	15,707,088	15,621,406	85,682
	③その他	9,281,508	9,216,014	65,494
	（3）その他	3,231,406	2,988,482	242,924
	小計	60,385,207	59,879,147	506,060
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	9,614	9,614	―
	（2）債券			
	①国債	7,742,191	7,743,808	△1,617
	②社債	1,482,321	1,509,884	△27,563
	③その他	―	―	―
	（3）その他	4,620,694	4,767,842	△147,148
	小計	13,854,820	14,031,149	△176,329
合計		74,240,027	73,910,296	329,730

（注１）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について8,986千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（1）株式	―	―	―
（2）債券			
①国債	17,147,914	11,814	5,519
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（3）その他	2,629,438	13	95,889
合計	19,777,352	11,827	101,408

（デリバティブ取引関係）

第14期 （平成23年３月31日現在）	第15期 （平成24年３月31日現在）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第14期 （平成23年３月31日現在）	第15期 （平成24年３月31日現在）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産　（千円） 投資有価証券評価減　294,734 ゴルフ会員権評価減　68,163 賞与引当金　190,629 退職給付引当金　254,572 役員退職慰労引当金　76,336 時効後支払損引当金　16,898 事業税及び事業所税　249,057 減損損失　351,074 その他　70,419 繰延税金資産小計　1,571,885 評価性引当額　△742,716 繰延税金資産合計　829,168	繰延税金資産　（千円） 投資有価証券評価減　261,929 ゴルフ会員権評価減　59,835 賞与引当金　139,026 退職給付引当金　187,822 役員退職慰労引当金　92,058 時効後支払損引当金　6,093 事業税及び事業所税　160,347 減損損失　306,912 その他　85,655 繰延税金資産小計　1,299,681 評価性引当額　△653,911 繰延税金資産合計　645,769
繰延税金負債　（千円） 未収配当金　368 その他有価証券評価差額金　36,925 繰延税金負債合計　37,293 差引：繰延税金資産の純額　791,875	繰延税金負債　（千円） 未収配当金　223 その他有価証券評価差額金　67,739 繰延税金負債合計　67,962 差引：繰延税金資産の純額　577,807
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

第14期 （平成23年３月31日現在）	第15期 （平成24年３月31日現在）
――――――――――――――――	３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月２日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年４月１日から平成27年３月31日までのものは38.01%、平成27年４月１日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。 その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が56,964千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が66,391千円、その他有価証券評価差額金額が9,427千円、それぞれ増加しております。

（退職給付関係）

第14期

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項（平成23年３月31日現在）

(1) 退職給付債務	△1,968,146千円
(2) 年金資産	1,153,361
(3) 未認識数理計算上の差異	187,757
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	△627,026

３．退職給付費用に関する事項（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

(1) 勤務費用	164,361千円
(2) 利息費用	33,939
(3) 期待運用収益	△17,115
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	―
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	17,274
(6) その他（注）	32,017
(7) 退職給付費用(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)	230,478

(注)確定拠出年金への掛金拠出額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間按分方法　期間定額基準
(2) 割引率　1.8%
(3) 期待運用収益率　1.8%
(4) 数理計算上の差異の処理年数　10年
(5) 会計基準変更時差異の処理年数　適用初年度において一括費用処理しております。

第15期

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項（平成24年３月31日現在）

(1) 退職給付債務	△2,112,696千円
(2) 年金資産	1,396,989
(3) 未認識数理計算上の差異	188,709
(4) 前払年金費用	△59,159
(5) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4)	△586,157

3．退職給付費用に関する事項（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

(1) 勤務費用	163,634千円
(2) 利息費用	35,426
(3) 期待運用収益	△20,760
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	―
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	22,825
(6) その他（注）	33,503
(7) 退職給付費用(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)	234,629

(注)確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間按分方法　期間定額基準
(2) 割引率　1.8%
(3) 期待運用収益率　1.8%
(4) 数理計算上の差異の処理年数　10年
(5) 会計基準変更時差異の処理年数　適用初年度において一括費用処理しております。

（セグメント情報等）

第14期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日
〈セグメント情報〉 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。 〈関連情報〉 １．製品及びサービスごとの情報 当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ２．地域ごとの情報 （1）営業収益 当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）有形固定資産 当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 ３．主要な顧客ごとの情報 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。 〈報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〉 該当事項はありません。 〈報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〉 該当事項はありません。 〈報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〉 該当事項はありません。

第15期
自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日

〈セグメント情報〉

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〈関連情報〉

１．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〈報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〉

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〉

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〉

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

Ⅰ．第14期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

１．関連当事者との取引

該当事項はありません。

２．親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社（非上場）

Ⅱ．第15期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都 千代田区	405 億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,217,788 千円	未払手数料	162,450 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注２）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

第14期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日	第15期 自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
１株当たり純資産額　　8,094,863円52銭 １株当たり当期純利益　　797,209円72銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　10,356,511千円 普通株式に係る当期純利益　10,356,511千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 －千円 普通株式の期中平均株式数　　12,990株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	１株当たり純資産額　　6,359,257円46銭 １株当たり当期純利益　　571,651円62銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　7,424,862千円 普通株式に係る当期純利益　7,424,862千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 －千円 普通株式の期中平均株式数　　12,988株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

次へ

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第16期中間会計期間末 （平成24年９月30日現在）	
区分	注記番号	金額（千円）	
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金			1,213,290
有価証券			23,706,612
前払費用			82,169
未収委託者報酬			1,696,230
繰延税金資産			269,795
その他			331,432
流動資産合計			27,299,531
固定資産			
有形固定資産			577,255
建物	※１	240,849	
器具備品	※１	150,405	
土地		186,000	
無形固定資産			1,217,236
投資その他の資産			58,310,469
投資有価証券		57,454,810	
従業員貸付金		8,875	
長期差入保証金		508,538	
繰延税金資産		216,482	
その他		192,562	
貸倒引当金		△70,800	
固定資産合計			60,104,960
資産合計			87,404,491

		第16期中間会計期間末 （平成24年９月30日現在）	
区分	注記番号	金額（千円）	
（負債の部）			
流動負債			
預り金			39,859
未払金			836,788
未払収益分配金		1,256	
未払償還金		65,052	
未払手数料		679,351	
その他未払金		91,128	
未払費用			490,926
未払法人税等			1,667,814
賞与引当金			345,466
役員賞与引当金			27,000
流動負債合計			3,407,855
固定負債			
時効後支払損引当金			827
退職給付引当金			567,425
役員退職慰労引当金			141,560
固定負債合計			709,812
負債合計			4,117,668
（純資産の部）			
株主資本			
資本金			2,680,000
資本剰余金			670,000
資本準備金		670,000	
利益剰余金			79,875,993
その他利益剰余金		79,875,993	
繰越利益剰余金		79,875,993	
自己株式			△50,310
株主資本合計			83,175,682
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			111,140
評価・換算差額等合計			111,140
純資産合計			83,286,823
負債・純資産合計			87,404,491

(2)中間損益計算書

		第16期中間会計期間 自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日	
区分	注記番号	金額（千円）	
営業収益			
委託者報酬			16,705,528
投資顧問料			294,616
営業収益計			17,000,144
営業費用・一般管理費			
営業費用			8,988,271
支払手数料		6,594,275	
その他営業費用		2,393,995	
一般管理費	※１		3,832,103
営業費用・一般管理費計			12,820,374
営業利益			4,179,769
営業外収益			
受取利息及び配当金		214,045	
時効成立分配金・償還金		6,810	
その他		23,663	
営業外収益計			244,519
営業外費用			
その他		4,786	
営業外費用計			4,786
経常利益			4,419,501
特別損失			
固定資産除却損		9,200	
特別損失計			9,200
税引前中間純利益			4,410,301
法人税、住民税及び事業税			1,566,567
法人税等調整額			115,469
中間純利益			2,728,263

（3）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第16期中間会計期間 自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高及び当中間期末残高	2,680,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高及び当中間期末残高	670,000
資本剰余金合計	
当期首残高及び当中間期末残高	670,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	79,031,005
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,883,275
中間純利益	2,728,263
当中間期変動額合計	844,987
当中間期末残高	79,875,993
利益剰余金合計	
当期首残高	79,031,005
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,883,275
中間純利益	2,728,263
当中間期変動額合計	844,987
当中間期末残高	79,875,993
自己株式	
当期首残高	△48,261
当中間期変動額	
自己株式の取得	△2,049
当中間期変動額合計	△2,049
当中間期末残高	△50,310

	第16期中間会計期間 自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日
株主資本合計	
当期首残高	82,332,743
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,883,275
中間純利益	2,728,263
自己株式の取得	△2,049
当中間期変動額合計	842,938
当中間期末残高	83,175,682
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	261,991
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△150,850
当中間期変動額合計	△150,850
当中間期末残高	111,140
評価・換算差額等合計	
当期首残高	261,991
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△150,850
当中間期変動額合計	△150,850
当中間期末残高	111,140
純資産合計	
当期首残高	82,594,735
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,883,275
中間純利益	2,728,263
自己株式の取得	△2,049
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△150,850
当中間期変動額合計	692,088
当中間期末残高	83,286,823

［重要な会計方針］

第16期中間会計期間
自 平成24年４月１日
至 平成24年９月30日

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1)満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2)その他有価証券

①時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

②時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

第16期中間会計期間 自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日
(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上しております。 (6)時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。 ４．外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 ５．消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[会計方針の変更]

第16期中間会計期間 自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日
（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による中間損益計算書等に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

第16期中間会計期間末 （平成24年９月30日現在）
※１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　519,783千円 器具備品　559,580千円 計　1,079,363千円

（中間損益計算書関係）

第16期中間会計期間 自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日
※１．当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。 有形固定資産　43,321千円 無形固定資産　300,721千円 計　344,042千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第16期中間会計期間
自 平成24年４月１日
至 平成24年９月30日

１．発行済株式の種類及び総数　（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期末株式数
発行済株式 普通株式	12,998	―	―	12,998

２．自己株式の種類及び株式数　（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期末株式数
自己株式 普通株式	10	0	―	10

３．配当に関する事項

配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総 額	１株当たり配 当 額	基準日	効力発生日
平成24年６月27日 定時株主総会	普通株式	1,883百万円	145,000円	平成24年３月31日	平成24年６月28日

（リース取引関係）

第16期中間会計期間末
（平成24年９月30日現在）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	569,185千円
1年超	756,848千円
合計	1,326,034千円

（金融商品関係）

第16期中間会計期間末
（平成24年９月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。
（(注2)参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）預金	1,213,290	1,213,290	－
（2）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	81,030,593	81,030,593	－
（3）未収委託者報酬	1,696,230	1,696,230	－
資産計	83,940,114	83,940,114	－
（1）未払手数料	679,351	679,351	－
（2）未払法人税等	1,667,814	1,667,814	－
負債計	2,347,165	2,347,165	－

（注1）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

（1）預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（3）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第16期中間会計期間末
（平成24年９月30日現在）

負債

（1）未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	130,830

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

（有価証券関係）

第16期中間会計期間末
（平成24年９月30日現在）

その他有価証券　　（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	27,506	17,443	10,063
	（2）債券			
	①国債	38,288,643	38,177,475	111,167
	②社債	13,134,705	13,082,069	52,635
	③その他	8,036,344	7,978,607	57,736
	（3）その他	4,223,606	4,070,431	153,175
	小計	63,710,806	63,326,028	384,778
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	8,963	13,098	△4,134
	（2）債券			
	①国債	7,050,316	7,050,998	△682
	②社債	2,694,230	2,704,891	△10,661
	③その他	4,416,436	4,418,514	△2,078
	（3）その他	3,149,840	3,362,121	△212,280
	小計	17,319,787	17,549,625	△229,838
合計		81,030,593	80,875,654	154,939

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。なお、中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第16期中間会計期間 自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日
〈セグメント情報〉 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。 〈関連情報〉 １．製品及びサービスごとの情報 当社は、投資運用業における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。 ２．地域ごとの情報 （1）営業収益 当社は、本邦における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。 （2）有形固定資産 当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。 ３．主要な顧客ごとの情報 外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10％以上を占める相手先がないため、記載はありません。 〈報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〉 該当事項はありません。 〈報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〉 該当事項はありません。 〈報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〉 該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第16期中間会計期間 自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日	
１株当たり純資産額	6,412,706円67銭
１株当たり中間純利益	210,058円73銭

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第16期中間会計期間 自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日	
中間純利益（千円）	2,728,263
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益（千円）	2,728,263
普通株式の期中平均株式数（株）	12,988

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)　その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2)　その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3)　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと

(4)　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと

(5)　前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)　定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)　訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)　受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成24年３月末現在	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞（平成24年３月末現在）
名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金　　：51,000百万円
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)　販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成24年３月末現在	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196	
松阪証券株式会社	100	
マネックス証券株式会社	7,425	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
楽天証券株式会社	7,495	

２【関係業務の概要】

(1)　受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2)　販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

(1)　委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が５％以上のものを記載します。
該当事項はありません。

(2)　関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が５％以上のものを記載します。
①　受託会社
該当事項はありません。
②　販売会社
該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成24年10月５日	**有価証券届出書の訂正届出書**
平成24年11月15日	**有価証券届出書の訂正届出書**
平成24年12月12日	**臨時報告書**
平成24年12月20日	**有価証券報告書**
	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年３月11日	**臨時報告書**

独立監査人の監査報告書

平成２５年５月１６日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森重 俊寛　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮田 八郎　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際 トルコ・リラ債券オープン（毎月決算型）の平成２４年９月２６日から平成２５年３月２５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際 トルコ・リラ債券オープン（毎月決算型）の平成２５年３月２５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２４年６月２７日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森重 俊寛　印

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮田 八郎　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第１５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２４年１１月１９日

国際投信投資顧問株式会社
　取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森重 俊寛　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮田 八郎　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第１６期事業年度の中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。